

第1回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年4月20日(水)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務職員 4名
 - 菊池事務局長
 - 在原副参事
 - 高品副主査
 - 石井副主査

◎開 会

平成28年4月20日午後3時00分 開会

- 事務局長（菊池 博君） それでは、本日はお疲れさまでございます。始めさせていただきます。
それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔会長挨拶〕

- 議長（地引正和君） では、進めさせていただきます。
ただいまより第1回農業委員会総会を開催いたします。
ただいまの出席委員は16名中15名でございますので、会議は成立いたしました。
おくれる旨の委員の報告を行います。11番、山口武夫委員からおくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

- 議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。
3番、切替三夫委員、4番、奥野元好委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。
日程に入る前に資料の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。
菊池事務局長。
○事務局長（菊池 博君） 本日も審議いただき議案につきまして内容に誤りがあり、訂正をお願いすることとしたことにつきまして説明させていただきます。
恐れ入りますが、議案4ページをお開きください。既にお手元にお配りしております正誤表もあわせてごらんいただきたいと思います。
議案4ページでございます。よろしいでしょうか。議案第2号の5の1の譲り渡し人の住所につきまして〇〇〇〇番地〇としておりましたが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇—〇に訂正をお願いいたします。この理由といたしましては、申請書には転居先の住所で申請はございましたが、農家台帳上の旧住所で表示してしまい、その後の確認も不十分であったことによるものでございます。今後このようなことがないよう申請書などの関係書類との最終確認を徹底するなど、十分な精査を行ってまいりますので、よろしくご理解くださるようお願い申し上げます。
ここにおわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（地引正和君） 次に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
議案第1号について事務局の説明を求めます。
事務局、在原君。
○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

それでは、議案1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。平成28年4月1日付市の人事異動に伴い、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第3条第1項の規定により、会長において専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案2ページをごらんください。専決処分書のとおり、退職者、佐久間泰利前事務局長、転出者、鈴木良宏主幹、お二人にかわりまして、転入者、菊池博事務局長、石井和樹副主査となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本件は人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 異議はないようですので、議案第1号 専決処分の承認について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、委員本人にかかわる案件でありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

〇〇番、〇〇〇〇委員。

〔〇〇番 〇〇〇〇委員退席〕

○議長（地引正和君） それでは、議案第2号の1について事務局の説明を行います。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。議案第2号の1についてご説明申し上げます。

それでは、議案の3ページをごらんください。本件は、平成28年3月31日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、申請理由は農地が自宅から近く、耕作に便利であることから、その農地を取得して、農業経営の拡大を図りたいとのことでした。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は神納字南下がり1筆と神納字大窪3筆です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料3ページをごらんください。総会資料の3ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、本人への聞き取りによりますと、申告書の3の土地総括表に記載されている農地の中に耕作をしていな

い農地があるとのことでしたが、湿田のため耕作に不向きな土地や以前から牛舎等の農業用施設として使用している土地とのことでした。そのほかの農地については、全て耕作しているとのことでした。

農機具等については、申告書の2の営農状況のB、農機具保有台数というところに記載されていますが、そちらにある農機具のほかに播種機やロールベアラー、ラッピングマシン、タイヤショベルなども所有しており、耕作するための必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業従事日数につきましては、世帯で760日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬等の使用方法についても地域の防除基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第2号の1については私の担当地区案件となりますので、この場より私が報告させていただきます。

4月6日10時から譲り受け人の〇〇さんと一緒に現地を見ました。今事務局から報告のとおり、非常によく耕されておりまして、広いほうに関しましては牧草を既にもう埋めてあります。そういう形の中でよく整備されておりまして報告いたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。済みません、立ってお願いいたします。

○2番（石渡正明君） 2番の石渡正明です。質問させていただきます。整理番号1—1の譲り渡し人、譲渡人の事由のところ、相続財産の精算のためと書いてありますけれども、この場合につきましてもうちちょっと詳しくご説明いただけますでしょうか。

○議長（地引正和君） はい、お願いします。

事務局。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。相続、譲り渡し人なのですが、相続人の〇〇〇〇さんという方が平成26年の8月に亡くなられて、その相続財産管理人として〇〇〇さんという方が審判を受けて管理人となりまして、今回申し出になっております。

添付資料は、済みません、事務局のほうで保管してあるのですが、裁判所からの審判等、物件目録等添付されております。

以上です。

○議長（地引正和君） はい、どうぞ。

○2番（石渡正明君） 2番の石渡正明です。そうしますと、普通相続財産といいますと、その相続人の方が相続すると思えますけれども、この場合弁護士の〇〇先生が相続財産の管理人となったのですけれども。ということは、これは具体的に相続人は不存在であるとか、そのような事由なのかどうか、その辺もちょっと詳しく説明お願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。相続人がいないために今回この〇〇さんが相続財産管理人となっております。

○2番（石渡正明君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。

〔〇〇番 〇〇〇〇委員着席〕

○議長 次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。
高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。議案第2号の2についてご説明申し上げます。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成28年3月29日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り受け人は許可を得ようとする農地を従前から耕作していました。また、その隣地も所有しており、耕作に便利であることから贈与してほしいと要望したものです。譲り渡し人は、親族である譲り受け人からの要望により贈与することです。

総会資料4ページから5ページの位置図をごらんください。場所は大曾根字十二天です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料6ページをごらんください。総会資料6ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、申告書の2の営農状況Bに記載されていますが、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業従事日数につきましては世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬等の使用方法についても、地域の防除基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 1番の保坂です。地区担当委員として説明申し上げます。

4月17日の10時に申請人、〇〇さんと立ち会いのもと現場確認をしました。現地は耕作されており、きれいな状態で特に問題はありませんでした。それで、この場所は議案資料のとおり、館山道付近の鎌倉街道に面し、田、畑でございます。農機具や耕作面積については、事務局が言われたとおりでございます。それから、耕作していない土地はないとのことでした。私が見る限りでは特に問題はないと思います。

それで、〇〇さんは、今大曾根、勝で浮戸川上流Ⅲ期の土地改良役員もやっております。皆様のご審議をお願いし、以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、2番の石渡君。

○2番（石渡正明君） 2番の石渡正明です。今事務局のほうに〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの関係が親戚関係になるというご説明がありましたけれども、具体的にどういう親戚関係なのか。親子ではないのでしょうか、もしあるようでしたらお聞かせいただければ。3親等、2親等、4親等、そんな関係でも構いません。

○議長（地引正和君） 事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。済みません、ちょっと確認をさせていただいてご報告させていただきます。

○議長（地引正和君） 保坂委員。

○1番（保坂正雄君） 1番の保坂ですけれども、たぶんいそこ、そうだと思います。親が兄弟ということで。片方の〇〇〇〇さんは同級生でございまして、昨年かな、両親が2人とも突然亡くなってしまったのです。そういう関係だと思います。お母さんの実家かな、〇〇〇〇さんのところの。

○議長（地引正和君） いいですか。

○2番（石渡正明君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。議案第2号の3についてご説明申し上げます。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成28年4月1日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は遠方のため管理ができないとの理由から売却したいとのことです。譲り受け人は、農地が自宅から近く、耕作に便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページから8ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字切替です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、申告書の2の営農状況Bに記載されていますが、こちらにある農機具のほかに乾燥機も所有しており、耕作するために必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で601日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している農地が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬等の使用方法についても地域の防除基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。代理人、〇〇事務所より連絡をいただきまして、きのうですか、1人で行ってみて、きょうまた再度本人立ち会いのもとに現地に行きました。もう代をかいて、きょうは植えるのだということで、これがオーケーになればすぐ植えるのではないかと思うのですが、非常に彼は真面目な、皆さんご存じのように〇〇〇へ勤めていて、これで定年退職して農業をやるのだということで一生懸命やっています。

ほかには、機械はさっき事務局報告のとおり全部そろっております。

あとは事務局のとおりです。よろしくご審議お願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、注連野委員。

○6番（注連野千佳代君） 6番、注連野です。ちょっと確認したいのですが、こちら〇〇〇〇さんが年間従事日数が61日と少ないのは、今お話にあったようにほかに今お仕事されているからという理解でよろしいでしょうか。

○議長（地引正和君） 事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。こちらの従事日数は61日とあるのですが、注連野さんがおっしゃったとおり、今まではお仕事を、お勤めもされていたということで、これから退職したということで従事日数もふえていくというふうに聞いております。

以上です。

○6番（注連野千佳代君） わかりました。

○議長（地引正和君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 全員賛成でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定いたします。

議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。議案第2号4についてご説明申し上げます。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成28年4月1日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は高齢となり、労働力不足のため売却したいとのことです。譲り受け人は、農地が自宅から近く、耕作に便利であることから購入したいとのことです。

総会資料10ページから11ページの位置図をごらんください。場所は、横田字大縄先です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料12ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,240日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬等の使用方法についても地域の防除基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。今回のこの案件ですけれども、場所は横田駅の北側になります。現地調査してみますと、もう既に田んぼで、もう稲が植えられるような状態になっておりました。この〇〇〇〇さんですけれども、この後継者で県のほうの農業指導士をしている方でございまして、横田地区でも大規模に水田をつくっている方でございます。数字的にはここに載っていますけれども、10町歩以上の水田をつくっております。今回〇〇〇〇さんが2年間この土地について委員会を通じて小作権を結んでありまして、〇〇さんがつくっている土地でございまして、今回高齢のために〇〇さんが購入して田んぼをつくるということでございます。ですから、後継者であり、やはり農地をこれからも守っていくという意味からにおいても、本案件は非常に妥当ではないかというふうに思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4について許可と決定いたします。

議案第2号の5について事務局の説明を求めます。

事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。議案第2号の5についてご説明申し上げます。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成28年4月4日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は相続により農地を譲り受けたが農業に従事していないため及び健康のため管理に困っているとの理由から売却したいとのことです。譲り受け人は、〇〇さんからの農地を購入してほしいとの申し出を受けるとのことです。

総会資料13ページから14ページの位置図をごらんください。場所は、岩井字西伝地下したです。現地を確認したところ、現地は畑で耕作をする準備がされておりました。農地を取得した場合は、ジャガイモやナスなどを作付するとのことです。

総会資料15ページをごらんください。譲り受け人は、市外在住者なので〇〇〇〇農業委員会で取得しました農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、農業経営実態証明書の3の家畜、施設の状況に記載されていますが、耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が136.65アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬等の使用方法についても地域の防除基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 担当地区の露崎でございます。現地確認を4月10日午後1時に譲り受け人の〇〇さんと現地に立ち会いのもと確認しましたが、きれいな畑というか、なっていまして、もうすぐ何でも植えられるようになっております。場所は、岩井公会堂から400メートルぐらい先の〇〇の〇〇の裏側です。

農機具や耕作面積等は事務局が言われたとおりでございます。

私が見る限りでは問題ありませんと思いますので、審議よろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 16番の石塚ですけれども、地目の登記地目が田んぼ、現況が畑となっておりますけれども、場所は大体わかりますので、かなりぬかるるところだとは思っておりますけれども、手続のこちら辺の問題はないのですか。初めてなもので質問したいと思ひます。

○議長（地引正和君） 事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。現地は数年前に軽微な農地変更の手続等を行っております。

以上でございます。

○議長（地引正和君） はい、どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 手続やっているということで、はい、わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の5について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5について許可と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

議案第3号の1及び議案第3号の2については関連がございますので、一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

事務局、在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第3号 整理番号1及び整理番号2についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は木更津市の法人が市内、市外在住の所有者から申請地を買い取り、農地2筆で合計2,993平方メートルの計画区域内に戸建て住宅9棟を建築し、建て売り分譲しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成28年4月5日に申請書の提出がありました。

総会資料16ページから18ページをごらんください。申請地は蔵波中学校の西側、平成通りを挟んだ反対側、約150メートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側、約350メートルに位置し、東側は市道や住宅が分断要素となり、その他は住宅と山林が混在する小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。転用に伴う排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後、道路側溝から西側にある市の排水路に放流し、雨水については各戸に雨水浸透貯留槽を設置し、抑制の上、オーバーフロー分を汚水、雑排水と同様に西側排水路に放流する計画であります。

当該地は、周辺の市街化が進んでおり、病院や商業施設、また小中学校も近く、良好な住環境から転用したいとのことです。また、隣接農地については、所有者への事前説明等を行い、承諾を得ているとのことであります。また、この開発に係る一連の協議関係では袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

7番、有原運営委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。

では、報告いたします。議案第3号の整理番号1及び2については、建て売り分譲住宅用地として譲受人が譲渡人から売買により取得して転用しようとするものであり、4月15日に運営委員会を開催して現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果について

ご報告いたします。

現地確認には譲受人及び代理人に出席いただき、午後2時10分から実施いたしました。現地では対象農地の確認をするとともに、関係者から説明をいただきました。現地での主な質問に対する説明は次のとおりです。

まず、計画区域の開発概要についての質問に対し、区域内は宅地、道路、緑地から成り、家屋9棟を南向きで建築し、現況が東から西に下りの傾斜があることからひな壇のように段をつけて造成することでした。また、排水関係について区域内の排水路の位置や流末の市の排水路との接続方法についての説明を受けました。審査会には譲受人及び代理人に出席いただき、午後3時から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲受人の代理人からも事業の説明を受け、続いて各委員から質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

計画区域の隣接地権者へ説明等を行っていると思うが、その中で地権者からの要望等はなかったかとの質問に対し、造成工事において砂等が流出しないようにとの話があったが、外周に擁壁を設置するため砂等の流出はないと説明したとのことでした。工事が開始された場合、工事車両等はどこから出入りするのかの質問に対しては、平成通りから出入りするとの回答があり、工事車両の通行に対し、周辺は学校や住宅のため子供や高齢者などに十分注意するよう指導しました。また、事業費に対して確認したところ、申請人からの説明を受けました。

譲受人及び代理人が退席後、運営委員会委員により計画地の現況、雨水、排水の抑制方法や対策についての考え、転用の実行性などの討論が行われ、採決の結果、運営委員全員一致で議案第3号の整理番号1及び2については許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1及び2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1及び2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号ですけれども、その前に休憩を15分まで休憩といたします。

休 憩
再 開

○議長（地引正和君） 全員おそろいですので、少し時間が早いのですけれども、会議を再開したいと思います。

◎平成28年度第1次農用地利用集積計画承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成28年度第1次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君、お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画書（案）、こちらの資料の5ページをお開きください。こちらの議案第4号の農用地利用集積計画書（案）の5ページをお開きください。

今回の申請は利用権の設定が4件で、合計142.45アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○○○○さんですが、申請面積は51.74アール、更新です。

○○○○○○○○さんですが、申請面積は21.4アール再設定です。

○○○○さんですが、申請面積は34.32アール、更新です。

○○○○○○さんですが、申請面積は34.99アール、更新となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。

○○○○○○○○の経営内容というか、何をつくっているのですか。

○議長（地引正和君） 事務局、高品君。

〔何事か言う人あり〕

○1番（保坂正雄君） うちのほうの根形台地にありまして、ダイコンが主です。

〔「人の手で」と言う人あり〕

○1 番（保坂正雄君） 機械でダイコン掘っております。

○議長（地引正和君） いいですか、有原さん。

○7 番（有原敏夫君） わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号について原案のとおり可決されました。

◎報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成28年3月1日から平成28年3月31日までで1件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案7ページから9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年3月1日から平成28年3月31日までで9件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員からは何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局からは何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第1回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時05分 閉会